

川島桶川資源循環組合個人情報保護に関する法律施行細則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）及び川島桶川資源循環組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 6 号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の表に定めるとおりとする。

区分			金額
写しの 作成費 用	文書、図面、写真及びマイクロフィルム	B 列 5 番から A 列 3 番まで	モノクロ 1 枚 10 円 カラー 1 枚 20 円
		その他	A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
		電磁的記録	実費相当額
	写しの送付費用		郵送等の料金に相当する額

備考

- 1 保有個人情報の写し（電磁的記録の場合においては印刷物として出力したものの写しに限る。）を交付する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格 A 列 3 番による

用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

2 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を1枚として算定する。

2 前項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手又は管理者が定めるこれに類する証票で納付する方法

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

(3) 現金により納付する方法

(文書の様式及び種類)

第4条 法、令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに条例の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、次の表に掲げるところによるものとする。

様式 番号	文書の種類	関係条文
1	個人情報ファイル簿	法第75条第1項
2	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
3	保有個人情報開示決定通知書	法第82第1項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	法第87条第3項
5	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	法第82条第2項

6	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	条例第4条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	条例第5条
8	他の実施機関への開示請求事案移送書	法第85条第1項
9	開示請求者への開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
10	第三者意見照会書（法第86条第1項適用）	法第86条第1項
11	第三者意見照会書（法第86条第2項適用）	法第86条第2項
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条
13	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	法第86条第3項
14	保有個人情報訂正請求書	法第91条第1項
15	保有個人情報訂正決定通知書	法第93条第1項
16	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書	法第93条第2項
17	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	条例第6条第2項
18	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	法第95条
19	他の実施機関への訂正請求事案移送書	法第96条第1項
20	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
21	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第97条
22	保有個人情報利用停止請求書	法第99条第1項
23	保有個人情報利用停止決定通知書	法第101条第1項
24	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書	法第101条第2項
25	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	条例第7条第2項
26	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第103条
27	委任状（開示請求用）	令第22条第3項

28	委任状（訂正請求用）	令第29条において準用する令第22条第3項
29	委任状（利用停止請求用）	令第29条において準用する令第22条第3項
30	諮問をした旨の通知書	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

様式第2号（第4条関係）

（表）
保有個人情報開示請求書

年 月 日

（実施機関）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒

_____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 (_____) ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日
イ 郵送等による写しの送付を希望する。

(裏)

3 手数料等

- (1) 開示請求に係る手数料は、無料です。
- (2) 写しの交付により保有個人情報の開示を受ける場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担してください。

4 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

収 受 印	担当課収受印	担 当 課	決定期限
		電話番号	年 月 日
備 考		整理番号	

様式第 3 号（第 4 条関係）

（表）

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、写しの作成及び送付に要する費用(見込額)

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 4 号（第 4 条関係）

（表）
保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（実施機関）

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel (_____) _____

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

(裏)

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有：同封する写しの作成の費用（現金）の額 円
同封する送付に要する費用（郵便切手等）の額 円
無 〕

※「有」の場合は、この申出書と上記の費用を窓口に提出又は現金書留にて送付してください。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

（開示請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 6 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

（開示請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 名 称 等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 7 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

（開示請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 5 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

他の実施機関への開示請求事案移送書

（他の実施機関）

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 名 称 等	
開 示 請 求 者 氏 名 等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者(月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨)

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 9 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

開示請求者への開示請求事案移送通知書

（開示請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の実施機関において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

第三者意見照会書（法第 8 6 条第 1 項適用）

（第三者利害関係人） 様

（実施機関）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報保護に関する法律第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等			
開示請求の年月日	年 月 日		
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容			
意見書の提出先	(課名) (連絡先)		
意見書の提出期限	年 月 日		

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

第三者意見照会書（法第 8 6 条第 2 項適用）

（第三者利害関係人） 様

（実施機関）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報保護に関する法律第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等			
開示請求の年月日	年 月 日		
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)		
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた、貴社等)に関する情報の内容			
意見書の提出先	(課名) (連絡先)		
意見書の提出期限	年 月 日		

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 1 2 号（第 4 条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（実施機関）

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示についての御意 見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（反対意見書を提出した第三者） 様

（実施機関）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 1 4 号（第 4 条関係）

（表）
保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（実施機関）

（ふりがな）

氏名

住所又は居所
〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律第 9 1 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

(裏)

1	訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

収 受 印	担当課収受印	担 当 課	決定期限
		電話番号	年 月 日
備 考		整理番号	

保有個人情報訂正決定通知書

（訂正請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

（訂正請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 3 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
---------------------------	--

訂正をしない
こととした理
由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 1 7 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

（訂正請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 1 8 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

（訂正請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

他の実施機関への訂正請求事案移送書

（他の実施機関）

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の実施機関に移送する場合には、その旨）

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 2 0 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

（訂正請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の実施機関において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の実施機関	(実施機関) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 2 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の実施機関）

（実施機関）

（他の実施機関）に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 をするための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 2 2 号（第 4 条関係）

（表）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（実施機関）

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

Tel ()

個人情報の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

(裏)

1	利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 ☐ 未成年者(年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

収 受 印	担当課収受印	担 当 課		決定期限
		電話番号		年 月 日
備 考			整理番号	

保有個人情報利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

（利用停止請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（実施機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として、さいたま地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

（利用停止請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 2 6 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

（利用停止請求者） 様

（実施機関）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	

様式第 27 号（第 4 条関係）

委 任 状
(開示請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

※委任された事実を電話等により確認することがあります。

(注意事項)

この委任状は、代理人に委任しようとする方が作成してください。また、次のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第 28 号（第 4 条関係）

委 任 状
(訂正請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

※委任された事実を電話等により確認することがあります。

(注意事項)

この委任状は、代理人に委任しようとする方が作成してください。また、次のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第 29 号（第 4 条関係）

委 任 状
(利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先電話番号 _____

※委任された事実を電話等により確認することがあります。

(注意事項)

この委任状は、代理人に委任しようとする方が作成してください。また、次のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第 3 0 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

諮問をした旨の通知書

（審査請求人等） 様

（実施機関）

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、次のとおり川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

担 当 課	電話番号		
備 考		整理番号	